農山村居住地の生活環境の実態と、環境整備事業に伴う 居住様式の動向に関する研究

内田雄造前田尚美

(高知県下の農山村のケース・スタディ)

まえがき

私達,東洋大学の都市計画研究室は,1975年4月より,高知県下の農山村の環境整備計画に関ってきた。地区は,周辺を急峻な山なみに囲まれた狭小な盆地に位置し,同時に,盆地の中央を流れる河川の遊水池にあたるという劣悪な環境にあった。2~3年に一度はあふれる河川。今にも崩れ落ちそうなガケ下に並ぶ老朽化した民家。山の影響で冬には日の射さない民家。そして狭く不規則な道路。密集した住宅。水の流れない排水路等々。私達は,現地を始めて訪れた時,その環境の劣悪さに啞然とした。それと共に,この地で生活を営んできた住民のしたたかな生命力,運動体を中心とする環境改善の熱意に感ずる所が多かった。

以来3年間,研究室のメンバー数名が現地に居住し,現地の隣保館に計画作業スペースを開設し,運動体を中心とする現地住民,自治体と密接な連携の下に計画作業をすすめた。75年に襲った台風により甚大な被害を受けたことも相まって,環境整備事業も75年の災害復興事業を皮きりに軌道に乗った。住民の運動,自治体の努力もあり,地区の環境整備関連の事業に対し,50億円にのぼる投融資がなされ,地区の環境も一変した。地区の住宅約300戸のうち,230戸を越す住宅が更新され,略同数の民家,改良住宅が建設された。

この間、研究室のメンバーは、自治体の委託費用とアルバイトで生活を保障しつつ、計画作業に取り組んできた。地区の環境をどう把握するか、どのように計画作業を進めるか、なかんずく計画者と住民、自治体との関係をどのように考えたら良いか、運動としての都市計画の可能性は等々。私達の力量の不足もあって、これらのテーマを十分に醱酵・熟成させることに成功したとは言い難い。然し、事業が一段落しつつある今日、私達が考え、試みた内容、調査し研究した事柄を整理しておく必要を感じ、ことに住宅研究所の助成を得てレポートとしてまとめた次第である。

研究の内容は、計画、事業の進展の中で、具体的にぶつかった課題を中心としたオムニバスな構成となっている。

第1部,農山村の環境整備計画・事業の実態と計画・ 事業をめぐる考察は、住民が主体的に計画に参画した地 区の環境整備計画、事業のケース・スタディである。計 画・事業の進展を時系列で整理するなかで、①現在のところ我国の数少い Improvement の実例である本計画・事業が一応成功した事情、②運動としての都市計画の可能性と本ケースの限界、③生活者と計画者の関係をどうとり結んで行くか、Adovocacy Planning の可能性は、等の問題を考察している。

第2部,地区の生活空間の調査研究は、①地区集落の 形成プロセスの歴史的な考察、②集落の空間構造の調査、 ③街路を中心としたコミュニティの構成と、街路上での 生活の調査等を扱っている。

第3部,住宅の更新に伴う居住様式の動向に関する研究では、地区の新旧の住宅のブランを採取し、住い方を調べるなかから、①旧住宅の空間構成と住まい方の特性、問題点を整理し、更に②新住宅の空間構成の特性を述べ、③地区の住生活の動向と残された課題を指摘している。

第4部,農山村の改良住宅の空間構成に関する調査研究では、地区に建設が予定されていた(そして実際にも建設された)改良住宅の計画・設計に向けて既存の改良住宅の作業所空間の利用実態調査を行った記録である。農山村に建つ改良住宅は①作業所といったプラスαの空間がとれること、②払い下げも想定され、増改築が考慮される必要があること、③2戸1棟という低層住宅であること、④定住性が高く、また、2戸1棟の2戸が、親子、兄弟といった親族の世帯から構成されるケースも多いこと等、今後の集合住宅の計画に向けて、興味深い内容を備えている。本研究は未だ一つの試みに過ぎないが、今後期待されるところが多い。

また,東洋大学都市計画研究室は, 77 年度には,高知県下のK市,S市等で,生活環境の整備計画に取りくみつつあり,この中で,より発展しつつあるテーマも少くないが,これに関する報告は,別の機会に譲りたい。

なお、一連の研究は、内田、前田両名と、地区で計画 に関った研究室メンバーの手によって行われている。と りまとめは、専ら内田が行ったが、以下に研究担当者を 記しておきたい。

目 次

第1部 農山村の環境整備計画・事業の実態と,計画・ 事業をめぐる考察

はじめて 研究のねらいと構成

第 1 章 地区の環境整備計画策定にむけて

第 2 章 計画に関する主要な論点と計画グループの 方針

第 3 章 計画策定作業の進行と事業の展開

第 4 章 一連の計画活動の総括

(内田,大谷,畠中担当)

第2部 地区の生活空間の調査・研究

はじめに 生活空間を考える必要性

第 1 章 地区の生活空間の変遷

第 2 章 集落の構成

第 3 章 街路・路地

第 4 章 まとまり空間

(内田,佐藤担当)

第3部 住宅の更新に伴う居住様式の動向に関する調査 研究

はじめに 調査の概要

第 1 章 旧住宅の空間構成と住い方

第 2 章 新住宅の空間構成

(内田,立川,池田担当)

第4部 農山村の改良住宅に関する調査研究

はじめに 調査の目的と方法

第 1 章 作業所空間の使われ方を中心とした改良住 宅調査

(大谷,西村担当)

第1部 農山村の環境整備計画・事業の実態と、計画・ 事業をめぐる考察

研究のねらいと構成

第1部では、高知県下の農山村において住宅の全面的 更新を含む生活環境整備計画が実施された例をとりあげ、 事例研究を行っている。研究の構成は、以下の通りであ る。

- (1) 計画策定に至る経緯の考察
- (2) 計画に関する主要な論点と計画グループの方針の 考察・検討
- (3) 計画策定作業の進行と事業の展開の考察
- (4) 一連の計画活動の総括

このように、計画プロセスに即して、事例研究を行った理由を、若干述べておきたい。

今日,都市の住宅地の環境整備計画をめぐって,Re-habilitation(地区改修), Conservation(地区保全), Improvement (環境改善)等の可能性が追求されており, アメリカ, イギリス, 西ドイツの諸制度が盛んに研究さ

れている。このように、外国の諸制度を我国にどれだけ 援用しうるかといった観点からの研究も必要であるが、 我国の既存の事例に学ぶこともまた重要であろう。

特に、1927年制定された、不良住宅地区改良法(1966年、住宅地区改良法に引きつがれる)は、1970年代前半に至るまで、我国で唯一のHousing Act (住居法)の流れをひく環境整備事業法であり、この事業法によって整備された市街地もかなりの数にあがっている。この事業法によって整備された市街地は、いわゆる同

この事業法によって整備された市街地は、いわゆる同和地区が多いが、私は次の観点から、同和地区を中心とした、不良住宅地の環境整備事業を注目したいと考えている。

- (1) 住宅地の環境は極めて劣悪であり、空間・生活に関る矛盾が集約的に表現されていること、即ち、河川敷、遊水池、低湿地、崖下といった立地条件の厳しさ、道路、下排水路の不備といった住宅地の基盤の劣悪さが先ず指摘されよう。また、都市部・農村部を問わず、住宅水準が低く、狭小な宅地に家屋が密集し、その住宅も、狭小過密、設備・構造の不良ときわめて劣悪な状態にある。このような背景もあって、住宅地の維持・管理は不十分であり、到るところにゴミが捨てられ下水は悪臭を放っている例も多い。これに加えるに、権利関係が錯綜しており、あらゆる面で問題が集積していると言えよう。
- (2) 住宅地の環境整備では、唯一、計画が事業化され実現された分野である。それ故に、現在では願望として語られる Improvementの問題点を先取り的に示しているとも言えよう。一たび、環境整備されても再スラム化した例、維持・管理がうまくいっていない例、事業によってコミュニティが分断された例など検討に値しよう。
- (3) このような事業が、曲りなりにも、何故に実現され たかを解明することが,必要であろう。私は,一番目 に, これらの計画・事業が地区の解放運動の一環とし て,即ち大衆的な運動として遂行されたこと,解放団 体という住民の総意を統合する主体が存在したことを 挙げたいと考えている。 二番目には、住民・自治体の 負担を軽減する様々な事業法, 事業手法の存在を挙げ たい。建設省所轄住宅地区改良法特に小集落地区改良 事業と,厚生省所轄の地方改善事業は住民への配慮も 厚く、また小廻りのきく総合的な事業法である。そし て,同和対策特別措置法下の2/3補助,10条適用と いった自治体に対する財政的な優遇措置の存在。住宅 ・宅地取得の為の長期低利の融資制度等。今日,住環 境整備モデル事業という形で, 小集落地区改良事業法 の一般地区への援用が模索されているが、上述したよ うな住民・自治体に対する様々な配慮がない限り,事 業の実現は困難と思われる。三番目には、行政のあり

方が注目される。最近の事例では,同和対策部局が, 現地に事務所を設け,事業部門も掌握しながら環境整備を中心とする地区の諸施策を統轄し,担当するケースが注目される。これは,地区役場(第2役場)とでも言うべき形態であり,このような体制がとられる中で,始めて住民参加の実もあがり住民の声もよりよく地区行政に反映されると思われる。

(4) このように、運動として取り組まれる地区の環境整備計画・事業に、プランナーの関り方は、どのようなものであろうか。アメリカ合衆国において、スラムの計画を中心に Adovocacy Planning が論ぜられたと同じように、この種の計画・事業は、プランニングに関るプロフェッショナリズム論に大きな問題を投げかけているように私には感ぜられる。

以上,不良住宅地の環境整備事業をめぐる一つの研究フレームを展開したが,本論文がこの全フレームを対象として組み込んでいる訳ではない。本研究では,(1)の環境の実態をふまえ,(4)のプロフェッショナリズム論を,(3)運動としての計画,事業との関連で考察し,問題点と今後の可能性を検討している。

私達のグループが関った同様の事例としては、この後、2地区が挙げられるが、未だ経験も少く、この論文自体不十分な点が多いかと思われる。この点は、今後の一連の計画作業、スタディの中で、改めて行きたいと考えている。

計画・事業の展開と地区の現況、計画案 を、図表及び表によって示す。

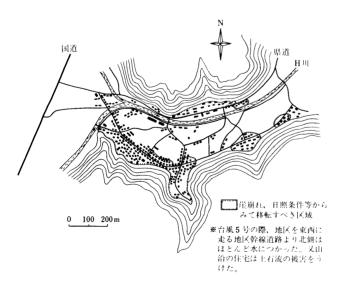


図1-1 地区の現況

計画の概要は、次の通りである。

①防災計画(崖下等の危険区域からの移動,河川の改修,擁壁整備)②生活環境整備計画(道路・上下水道の整備,公園・緑道の整備)③住宅地施設計画(隣保館・児童館の整備)④生産施設計画(竹細工作業場,農業用施設整備)⑤住宅・住宅地計画(不良住宅を除却し、自治体が宅地の造成・分譲を行う、改良住宅を建設する)

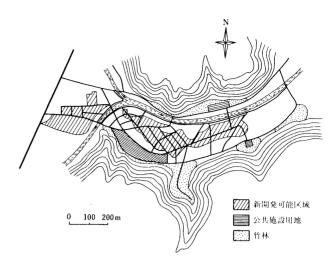


図1-2 地区改造計画

以下,一連の計画・活動の総括(4章に相当)を中心 に考察を試みる。

一連の計画活動の総括

1節 総括の視点

この計画・事業に関った住民、運動体、自治体関係者、そして私達、それぞれの立場からの総括が考えられるが、ここでは、計画グループとしての総括を試みたい。すなわち、私達の総括は、都市計画のプロフェッション「都市計画技術者」の運動を中心テーマとして扱っている。

2節 運動総体と結合しえたか

(1) 地域の流動化を大衆運動に展開しえたか。

私達,若竹グループは現地主義をとり,住民との各種 のコミュニケーションを重視した。いま,作業日誌をひ もといてみると、1・2年目には、ほぼ2~3日に1回 は住民との会合が開かれており、3年間には、延300回 以上の会合がもたれたことになる。しかも、私達の存在 活動が自治体,地区の運動体から認知され,「住民の意 向を計画案に統合する | という権限(権力)を与えられ ていたこともあって,住民とのコミュニケーションは互 いに真剣なものであった。ともかく,住民が環境整備を行 う気になり, 動きはじめたのは, 若竹グループの存在に よる所も大きい。今日,振り返ってみても,計画グルー プが、自治体・運動体(住民)の与望を担い、一定の権 限をもって地区で積極的に働きかけを行う時、その活動 のひきだす地区のエネルギーは膨大であることを先ず強 調しておきたい。(このことは、目下関っているK市の 計画作業でも実感している。)即ち,地区の空気は盛り あがり,流動化した。

しかし, この流動化を, 運動が内部化することは, 残 念ながら不十分であったと思われる。このような流動化・

図表1--1 T 市地区環境整備計画・事業の展開

	75	9		12	76 1		9	12
		7				ب د	6	
nta .	◆ 本色 か と b 本色 が ままれる **** **** **** **** **************	基本調查	蘇	校	基本計画案作	段		▼ 事業との関連における計画 のつめ
圄	* 中国・ ナボウロ属 D V * 作業フレームの設定 * 干丼 : * * ・ 一	* 记唤工日 * 防災関係 * 在分 "	8 / 12	11/22 林 (本)	2 3 31	計 「①洪水,ガケ崩れといった災害を防	った災害を防ぐ	地区别分担制
Æ	*モはアステム・モロエ同の政定*作業空間の整備	* 田 n » * * * * * * * * * * * * * * * * * *		構 大瀬 保護 大瀬 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	∔疝囤€	画 の ト②生活環境を整備する		76 年度分改住計画
		* 田名地獨設 * 牛灌桶設		編 なれる 田田 本名 日本		4 # 6 1	③地場産業の育成にむけて生産施設を充実する	* ひ割伏花 *モデルプラン提示 ハコ・エポントは:
(¢		* 意向 * 事業実績とその評価		利、す のれ 用飾る 考る 計設 (え		(④地区の生活・空間の	よさな雑母すること	* 田氏の蝦米や植物化 * 行政交渉
	2 my (2 m) (1 m) (1 m) (1 m)					1 1 1		*
\$	計画、事業の位置付け、取り組み方を明確化	会・託・契・約(基本計画策定 * 担当部局との定期的連絡会設 	画策定) 名会設置 ■		12 防災道路の位置付けを明確化	後 記 4. 同	(奉令計画評権のしめ)	
ţ		77.30		22	3/31		道路網,道路法線	10 ◆ (改件建設方針の追及
			児童館の配置 権 だっこれの検 趙		野業に伴なら「格港」 計 についての検討 画		兼さ 施設配置について検 後右 部 施る	{ 改住要求者と共に要 永集会の開催
訤		た。 で本本 で が が が が が が が が が が が が が	繁 荒田	発表会件提出	※ 救田	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	疝圈樂等	
			6	21				
	計画、事業の位置付け、取り組みたる。	◆ 各地区説明会, アンケート調査		基本構想発表会	1 3	5	•	故住碑設の要求運動化
TÇ	方型裝備力	1.校生		元極館の高野によっています。		裁判斗争への取り組み		
41:		新 右 、 《百七四	[顧 to]	たくなって大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大		- Thi / VI-		************************************
		海斯爾斯里	分襲米	:乗 :エン	大学学園の学			
民		(在 设口 (学	後用活動	動物を レフィ や質性	で腰着着なの		4 良安/	(2) * 石収への数米×粉(工)(3) ※ 全任金が、 全任金が、 全任金が、 とし、 とい、 とい、 とい、 とい、 とい、 とい、 とい、 とい、 とい、 とい
		ĭ-v		G F	: II.			J
	児童館建設事業(75年度関連)				1	10	当日お森(りか落)	Å
*	新 記 初 40.88					化角瘤 落成	三 大 零 、 エ エ 終) 及び道路復旧(個 C・単 単正 n =	かる原形復旧ではなくシャンとによった。
≯						A	j	310 41130
	76年度関連					用地質軟	说 沒	中部
剿	77年度関連							
盘				and the second s				
	78 年辰関連							
行作ほの上記其数					3			A
# # E			友 約 余			秦胜	契約金+アルバイト	松人

12	77	6 12 1	9	12
	年業との関連における計画のつめ 5	2 8 指 6 業	4	A !
	1	み住を作なわない小集落事業適用地区のスタディ *地区へのはたらきかけ *空間計画 *事業法の運用 *住民の要求を組織化 → 要求組合の設立	良, 不良再認定の 問題	
		・		
		金長他との個人的なつながりによる情報交換、行政支施部局との公的つながりなし ▼ 10	~~ ^	
	及後継続500~7機等 4 2 8 4 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	7 佐作た 77年度改作 形式的に、運動体の計画作業Gという立場をとる 米繁し ラン・配置計画 *情報収集,情報交換の便宜をはかる ら会移 の検討 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	^	
	→ 図画公帐中士	5 有家後基盤整備地区へ、 * 住民の要求各集 * 空間計画の提案 * 区面整理組合 →		
	77 年度も地区に残り はたと活動することを決意表 関語 は ステンタ (大) は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	6 運動体地区改良委員会に対する 若竹Gの位置付けに関して議論 * 「共闘」をかぐって		
		河 川 改 修 (日本線の河末翅り下げ, 瀬岸工事)		
	在 名 @ 谈	מו		
	追路, 防災道路一部者工 改 任 着	Ī		
	用加買収	名物范垠 8 年充權談		
		用地質飲	55 数 10 在 名 6	XX.
若什Gの 生活基盤	3 就職 7 л	ルバイト収入、研究助政費(自括体側をとる)	→	

昂揚を一つの力として集約し、行政斗争に向け事業化に 導いたという点では、運動体の役割は十分評価されよう。 運動体が中心となって行った行政との団交、追及集会、 各種の交渉を抜きにしては、事業の実現は全く不可能で あった。しかし、次の二点は否定的に総括される必要が ある。一つは、地区の昂揚を大衆的な運動として展開し きれなかったこと、二つは、運動が個別のものとり斗争 の域を脱しきれなかったこと。そしてこの二つの問題点 は、内的に結びついている。

- (2) 要求者組合の萌芽(略)
- (3) 空間における「解放」「自立」とは何か。

今日,地区では住宅建設活動が盛んであり,既に140~150戸の新築住宅が立地している。然し,この住宅は,基本的に一つのタイプであり,南に庭園と玄関を有し,一階南面に座敷,応接間をもった,きわめて格式志向の強い住宅である。規模は,延 40 坪内外で美材を使用し,坪 25~ 35万円位の単価であるという。もともと疎外された状況にかかれた故に,住民の格式志向が強く,豪邸を建て,あるいは住宅を飾りたてる傾向は存在したが、これが建ちならぶのを見る私達の心境は複雑である。借金のことも気にかかる。定職のない地区住民にとって,低利とはいえ月2~4万円の借金返済はきわめて荷が重く,これが15~ 20年つづくとなると,気が遠くなるような話しである。持家志向を絶対化することも問題であろう。

しかし、それ以上に空間における「解放」「自立」とは何であったのか「一体、私達ブランナーは、何をしてきたのか」と、身を切られる思いである。住民が、①環境・空間を通じて、地区の実態を学び、②環境・空間を自ら創出し、自主管理する主体として自らを形成すること、の二点を私達は追求してきたつもりであった。しかし、少くとも個人住宅に関しては、この目標は達しえず、むしろ最悪の事態となった。確かに、子供部屋ができ、設備が充実し、構造的にも進歩した住宅がたっているが、何故、この格式志向の家づくりォリンピックの流れをとどめえなかったのであろうか。

私達としては,運動一般を語りながら,空間における 自立のイメージが私達自身きわめて弱く,住民に対して も積極的に働きかけられなかったことを,強く反省して いる。少くとも二度とこの誤りを繰り返えさないつもり である。

- (4) 教育・仕事保障,地場産業振興との関係(略)
- 3節 都市計画運動として展開しえたか。
- (1) 計画・事業に係る情報は公開されたか。

この問題の一つの側面は,事業の全体計画図の公開を めぐる問題として前節で述べた。 ここでは、行政の事業だより、若竹グループ通信「若竹 | について述べたい。

私達は, この計画に携り, 現地入りすると共に, 行政 当局に対し,①計画づくりの段階から,住宅,計画グル ープと密接な連携をとること,②行政としての責任を明 確化する為に、現地に常駐体制をつくること、③行政の 立場から,計画の概要事業の進捗状況を住民に知らせる 通信を発行することを要求した。①に関しては定例的な 打ち合わせ会議をもち、少くとも当初の1年間はそれな りに連携して行動した。しかし、事業の進捗と共に、行 政が事業の論理で走りだし、計画グループがこれにスト ップをかける動きを示した以後は、かなりギクシャクし た関係となった。行政は、計画の変更,具体化に関し、 計画グループをバイパスし、住民、特に運動体幹部に直 接話しをつけようとする動きが目立った。②に関しては、 人員配置の問題があり、結局、2年目後半,事業担当者 2~3名が地区へ常駐体制をとるまで,現地事務所は実 体化しなかった。③は、担当部局において、1年目前半 の時期に「事業だより」を発行したが, 行政内部より行 政として最終的に意志決定してない事項を住民に向けて 知らせると誤解を招くというクレームがつき,以後,取 り止めとなった。2年目に入り、担当部長が「市民館だ より」をつかい, 事業計画の全体像を展開しているが, 市からの公開はこの2回のみである。

このような状況にあって、若竹グループは①計画・事業の概要説明、②現在、問題となっている事柄のアッピールをねらい「若竹」を発行した。ワラ半紙・表裏、ガリ刷り、ルビ付きのこの通信は、延13回発行された。この通信は行政当局が住民への情報公開をサボっていることもあって、住民の情報源となり、住民が計画、事業のおかれている状況や問題点を認識する上で大いに役立った。また、各種の会合、説明会の配布資料としても活用された。

しかしまた,限界も存在した。「若竹」をつかって問題提起しても,私達は問題の解決にむかって具体的にどう行動したら良いかの方針を提起せず(できず),この問題の展開を各種集会や,推進委員会とうまく結合しえなかった為,コミュニケーションが一方通行に終ってしまった点が反省される。これは,クループの自の位置づけのあいまいさに起因しよう。運動面では運動体に期待し,一方で行政当局にたよるという安易な分業体制の中では,グループと住民とのコミュニケーションは不十分であり,私達が具体的に方針を提起し(例えば改住斗争はこの例であった)各種集会等との結合を追求すれば,もっとフィードバックが図れたものと思われる。

実際, K市の計画では,運動体の了解と行政当局の弱体とがあいまって,計画グループは,各種の住民参加の委員会(全市の問題を扱う協議会から,地区の推進委員

会まで)の事務局を担い,通信も委員会だよりの形式を とっている。計画グループの通信は別建ての例も見うけ られる。

T市の場合, このような関係づくりが不十分であり, かつ, 計画グループが自ら環境からの工作者として自立的に運動にかかわっていく姿勢も不十分であり, 情宣活動の限界もこの反映であると思われる。

(2) 住民の参加は保障されたか。

住民から計画へのチャンネルは,多様に存在した。住民が,行政や計画グループへ直接問題を持ちこむことも多かったし,運動体を通し(運動体が集約し)意見を主張するケースと日常的に見られた。運動体の中でも青年部はまた独自の動きをもっていた。失対労働者の集い,誘致企業の組合等もあった。その他にも,共同体の上に成り立つ部落会,消防団,血縁や各種の「講」を通じてつくられる人間関係,お寺さんを中心とする集り等々,各分野に亘る集団があり,各々が計画にむけてのチャンネルとして機能した。計画グループとしては,このチャンネルの多さを,むしろ歓迎すべきであると考え,活用した。

計画グループは,推進委員会一班会の体制を提案した。 グループのイメージは次のとおりであった。 班会は 10 ~ 20世帯からなり、全世帯は班会に所属する。班長は 推進委員となり,推進委員会と各世帯とのパイプ役,と りまとめ役を果す。この推進委員会一班会体制を通して 住民の意向が汲み上げられ,形式的にも,推進委員会に よって,地区の意見は集約され,行政当局は推進委員会 との合意をもって,地区住民の合意とみなしうるという 図式である。計画グループは,担当部長に働きかけ,と の提案はうけいれられた。しかし行政主導(事務局も担 当部局)のこの推進委員会体制は,①班会が機能を発揮 しなかったこと,②推進委員が行政から個人的に委嘱さ れたこともあって個人的な動ききり期待しえなかったこ と,③委員の人選も政治的バランス中心となり,むしろ 運動体代表の色彩が強くなったこと, ④推進委員会が, 積極的に公開され大衆討論が行われるといった場になら なかったこと等の理由で,住民参加の場としては不十分 にしか機能しなかった。推進委員会は,形式的な合意の 場となり, むしろ, 各運動体の意向調整の場として機能 した。このような機能は勿論必要とされようが、計画グ ループの当部のイメージとは大分かけ離れてしまった。 ただし,住民は,地区の多様なチャンネルを活用し,自 らの主張を展開したことも事実であり,推進委員会体制 の蹉跌が、住民参加の失敗をそのまま示すわけではない。 しかし地区全体を巻きこんだ運動を追求する上では、こ の体制の失敗は大きな意味をもったと言える。

目下計画に関っているK市の場合は、農山村共同体と 運動体がかなりラップしながら強固に存在するT市の場 合と異り、都市故に共同体も運動体も弱体である。従って、行政計画グループと住民とのチャンネルも少くかつ細い。以上の事情もあり、計画グループは、推進委員会一班会体制の充実を目指し、推進委員会体制の事務局を担い、この体制を住民の主体的参加のコアにしようと努力している。

(3) 住民の要求は実現されたか。

前述したように、地区住民の意向を統合しうる強力な 運動体があり、地域政治において力量を有していること もあって本事業は住民の要求が私達の見知っている限り においては、もっとも良く反映されたと思われる。

事業法としても、小集落地区改良事業、厚生省の地方 改善事業があり、特別措置法により、事業は財政的にも 優遇されており、これも 50 年に及ぶ運動が克ちとった ものと評価されよう。私達は、今日、住宅地の環境整備 手法の突破口として、これらの諸事業、諸制度をより一 般化していくべきと考えており、T市においても地区の 計画を全市の計画のモデルケースとして位置づけていき たいと考えている。

また、運動体が最も弱い立場にある住民の問題に気を配っていた事実も評価されて良い。例えば、市当局による地区内での用地買収に当っては、立地条件の悪い山の中腹、谷の奥も、平地部分もほとんど同一単価になるよう、運動体として働きかけている。

にもかかわらず、事業が山を越した今日、私達は事業の結果として、コミュニティが分断されたという想いをたち切るわけにはいかない。貧しいながらもひとしく持家にすんでいた住民が、事業を境として豪邸を構えた人々と、持家を維持しえず、改良住宅に入り、急にふけこんでしまった老人夫婦、はりを失ってしまった寡婦等々と明確に分たれてしまった現実。事業のもつ厳しさと運動の不十分さを感じざるを得ない。

(4) 住民は空間を自らのものとしたか。

住民が空間創出の主体となり、地区の空間をいかに自 主運営、自主管理していくかが問題であるが、この点が 全く不十分であることは既述したとおりである。

4節 都市計画の「専門家」の役割と限界

(1) 本計画のユニークさ

私達,都市計画に関ってきたメンバーにとって,この 計画・事業への興味は,以下に集約されよう。

- ① この地区は生活環境が劣悪であり、環境問題が集約 的に表現されていること。
- ② 生活環境整備計画・同事業が運動として取り組まれる可能性をもち、そのブロセスで、計画者と生活者の関係を問い直す契機が存すると思われること(これは結果的にも正しかった)
- ③ 住民の意向を統合しうる運動体があり、自治体とし

ても本気であり、事業手法もそれなりに整備されており、計画が事業化される — 実現される — 可能性があること。

以下,本節では,②の問題を中心に,③をあわせて論を 進めたい。

(2) 住民,行政と計画者の関係

私達,若竹グループは,計画当初から契約の当事者は自治体であるが,真のクライアント(依頼者)は住民であると位置づけてきた。また,住民が空間を自ら維持・管理・運営し創出していく必要を考えれば,計画者が上から「良い空間」を与えるのでは全く不十分であり,このような計画者と生活者の分業を前提とする限り,空間の創造から疎外された地区住民の現況は改革しえないと考えていた。

このような位置づけをもって,私達は計画作業において次の点を意図した

- ① 計画・事業に関る情報が公開されること。
- ② 住民の主体的な参加が保障されること。
- ③ 住民の要求・要望が計画に反映されること。
- ④ 計画が実現されること。
- ⑤ 一連の過程(プロセス)の中で,住民が空間の主体 として自己形成される機会をできる限りつくりだすこと。

このような命題を実現する為に、私達は、この計画・事業が地区住民の大衆的な運動として展開される必要があること、しかも、この都市計画運動が運動総体と相互に還流する必要があることをグループ内部で確認してきた。その方向性のなかで私達の現地主義の選択があり、日々の活動があり、そして改住斗争があった。

計画グルーブが、住民の意向を積極的に集約し、統合し、住民の運動として行政につきつけた改住斗争は、地区における要求者組合への萌芽といえよう。この可能性を垣間見、計画グルーブは奮いたったが、計画者がこの領域まで立ち入ることに対し、行政当局は、計画立案作業の次年度契約更新の拒絶という形で答えたのであった。契約の不成立は、計画グルーブの基盤をゆさぶったが、大学院生、研究生、教員を主体とする若竹グルーブは、自活体制をとることによって、この局面を切り抜けようと図った。

しかし、契約関係の不成立は、別な問題を提出した。 契約関係の下では、行政当局は情報提供の義務があり、 計画グループの提案も尊重すべきものと考えられていた。 ところが契約関係不成立の状況下では、この関係は成立 しえない。私達は、形式的には住民(具体的には、住民 の意向を統合しうる運動体)の代理として行政当局と関 係を取り結ぶこととなった。

ここにおいて、計画グループは、住民とどう関係をとり結ぶかを再度問われることとなった。

私達は、全住民の代理を主張する意志はなかった。そのようなことは、形式的にも実質的にも不可能であり、むしろ計画作業上桎梏となる点が多いように思われた。 私達としては、運動体が次の要件をみたしておれば、その運動体と関係をとり結んでよいと考えた。

- ① 地区の住民の意向を一定程度統合しえ、代表しうる とと。
- ② 運動の論理が明快であり、計画グループと相互に了解可能であること。
- ③ 政治的に一つの力(Macht) たりうること。 これらの状況判断の下に、私達は、対外的には運動体の 代理者(専門家)として行動することとなったが、次に 運動体といかなる関係を取り結ぶかが問題となった。

私達, 若竹グループは, 路線的には運動体の方向を支 持していた。また、運動体もこの環境整備事業が、あら ゆる面で運動として行われる必要があるという若竹グル ープの主張を理解していた。しかし, 現実の問題として 運動体としては,特措法の期限内に事業を完成させたい という意向が強く, また地区において一定の統治能力を もち、この能力を背景に行政当局を突きあげつつ事業を スピーディに進めてきたという実績をもつ組織として収 拾のつかない混乱を招きかねない大衆路線への危惧も存 在した。そしてこの運動の進め方に関する対立は,全事 業計画図の公開をめぐって既に明らかになりつつあった。 (2節参照)しかし,運動体は計画グループの意図に対 しては理解を示し,動きは少いにせよ改住斗争を支持, 共斗し, またその結果, 行政から切られた計画グループ に対し,「専門家グループとして働いてくれと」作業費 の援助を申し出た。

私達,若竹グルーブは,運動体の厚意は痛い程良く分った。しかし,内的な問題として「専門家グルーブとして働く」(言葉の表現はどうでも良いが)ことに関しては,私達内部で検討する必要を感じた。2年間の計画作業のなかで,私達は,クライアントが自治体から運動体に替ればめでたしめでたしと思いこむ程単純ではなくなっていた。運動体の専門家になることに対しては,次の2点が問題とされた。

- ① 計画(運動)の論理と,運動体(運動総体)の論理 が矛盾しあうとき,計画グループの主張がしずらくな り,自由度が縮小されないか。
- ② 運動の内部に、専門家(分業)を持ち込むことにならないか。

私達は、アメリカの Adovocacy Planning に関る一連の 論争、Adovocacy Planning の実態を学習した。

私達は、Adovocacy Planning の主張に共感を覚えつつも、その実態はプロフェショナリズムの枠内にあり、①プランナー、生活者の分断があること、②運動体の至上の価値の領域に立ち入らず、この問題を契約関係で処

理していていること,③運動的視点が弱いこと等の限界があることを知り,残念に思った。即ち,アメリカでは,Adovocacy Planningは,「専門家の技術援助」もしくは,「代弁プランナー」に堕している実態を私達なりに理解した。

同時に私達は、弁護士、医者、教員等の専門領域における活動、地域での運動への関りを検討した。そして、教育の分野から運動総体へ問題を提起し、運動総体からの問題意識を教育実践に還流して成果を挙げている教員の運動に興味を覚え、又可能性を感じた。

以上のような学習、検討を経て、私達は運動体の専門 グループではなく、私達自身を環境計画の分野から運動 体と共通の価値実現を目指す一つの独自の自立した運動 グループと位置づけ、「共斗」を主張した。

私達は運動総体としても、「環境という個別課題から 運動総体への問題提起を必要としており、このような方 向性が保障されない限り、運動の内実の貧困化を招くこ と、また、運動の至上価値も具体的な、例えば環境の場 で日々検証する必要があること」を主張した。私達、若 竹グループ自身、環境の分野から運動体の価値の領域に 踏みこむこと、即ち、主観的には私達なりに一つの運動 体として地区の運動体に対し、問題を提起し、問題を引 きうけていく決意であった。

しかし、「共斗」は運動体、地区の住民の理解をかちえなかった。言葉・感情(運動体をしては、さしのべた援助の手を払われたとも感じたという)のスレ違いも絡み、「逃げ」だという批判を浴びた。私達は、今も、この「共斗」の方向が誤りであるとは考えていないが、私達、計画者の運動論、組織論を十分に煮つめることなく、「共斗」を主張しても十分な説得力はなかったものと考えている。今日にいたるも、このような運動論、組織論は未熟であるが、この計画が総括、K市S市の計画への関りの中で、少々見えだしてきたと感じている。この問題に関しては又後日に展開したい。

- (3) 事業計画まで関ったことについて 私達,若竹グループが事業計画まで関った理由を列挙 しよう。
- ① 事業計画ではじめて地区空間の細部計画が扱われるケースが多く、このレベルの計画の意義が大きいこと、建築における基本設計と実施設計との関係にもアナロジイしえよう。
- ② 住民にとっては、事業が進み実現が見えてくる中ではじめて計画が「実存」しうる。従って、運動論を重視すれば、この段階こそ勝負であること。
- ③ 事業規模が大きく、関係主体の利害が錯そうし、手続も複雑な都市計画事業にあっては、計画の論理と事業の論理は、ともすれば対立することが多く、計画者としては、この段階まで計画・事業をフォローしない

と、計画者としての責任を果しえない惧れがあること。 私達、若竹グループの場合、せっかく事業計画まで関 りながら、①の分野は、力量不足で十分に可能性をひき だせなかった。しかし、改住斗争その他②と③の領域に おいては、かなりの成果を挙げえたと考えている。ただ し、③は、事業主体たる自治体の姿勢、能力により計画 者がフォローしないで良いケースも生じよう。

(4) 生活環境整備に対する計画者の関り方に関する考察 (略)

第2部 地区の生活空間

生活空間を考える必要性

私達は、計画に当たり住民が長い歴史の中で形成、継承してきた生活空間に目を向ける必要があるのではないだろうか。それらのほとんどは、もう都市では失なわれてしまったものである。たとえば仕事場と日常生活との強い結びつきなどが、集落の生活空間の中には、まだ残っている。しかし、今日の都市社会を形成せしめてきた技術至上主義の価値基準をもって、集落の生活空間を判断するなら、それらは一見停滞的に見え、なんら計画に対して示唆を与える対象となりえない。その結果、生活空間に潜んでいる計画に生かすべき可能性を見落し、単に機能のみを充足した画一的な集落に作り換えてきた。私達は、これらの反省に立ち、謙虚な態度で集落の生活空間を見なおす必要があると考える。

つまり、住民が長い歴史に亘って継承してきた集落の 生活空間は、社会背景とそれを取りまく種々の必然的な 条件により、その集落に適するように形成され、その中 で集落の生活に適したものだけが残され、継承されてき た。その集落の生活空間に潜む計画に生かすべき可能性 をあらためて問いなおし、計画に積極的に生かしていく ことこそ、集落独自の豊かな生活を支え、また地区の運 動を支える団結力を作りだす生活空間の創造となりうる と考える。

集落の構成

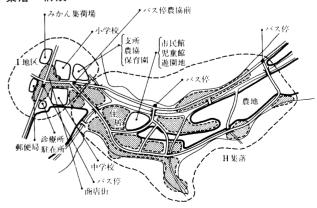


図2-1 地区の施設

地区公共施設を核として集落がまとまり、そのまとまりが旧H村の中心部であるI地区に結合している。

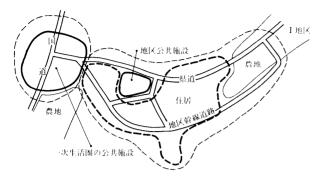


図2-2 生活圏の拡り

街路・路地

(1) 地形と道路

集落の持っている地形の特性が,集落のパターンや道 路システムに対して影響力をもつ。

① 傾斜地と立道

地形条件と道路システムの関係にないて,特に地 形の傾斜度に強く影響される。地形の傾斜度がゆる い程,道路は規制を受けず自由にのびる。しかし, 傾斜度が強くなる程,規制を受け等高線と直角にの びる垂直道と等高線にそってのびる水平道とに明確 に分化していくといえる。当集落での傾斜地におけ る住宅と道との関係を整理すると下図のようになる。

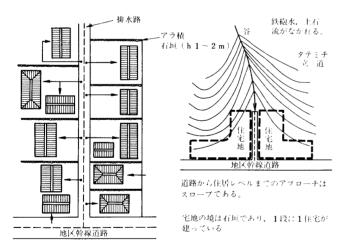
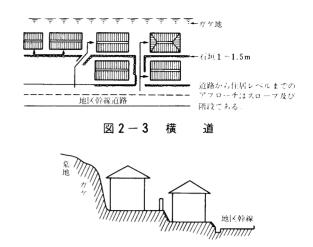


図 2 一 2 立 道

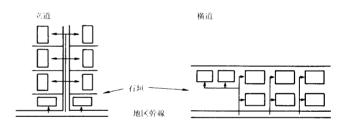
変遷的に見ると、生活水の確保ができる谷(現住宅地の上方)に居住地が形成され、人口増にともない傾斜地の下方まで居住地が拡がった。つまり、立道は生活水を確保する谷川であった。この谷川をはさんで居住地が形成された。南海地震(昭和21年)以後、谷川はカレ川となる。しかし大雨時には、かなりの水が土砂とともに流れる。これらの災害水は、立道を流れて住宅への被害をすくなくしている。

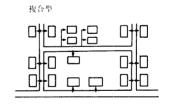
② 横 道



今から 60~ 70年前に、ガケ地を切り崩して宅地にした所で、住宅地は等高線にそってのびており、ガケ地が近接しているために利用できる範囲が限定され、住宅地が2段に形成されている。また道路から居住レベルまでのアプローチは、前後の住宅が一つのアプローチを共有する形になっており、地区幹線道路に対して房状についている。

以上をパターン化すると下図のようになる。





(2) 街路,路地の生活

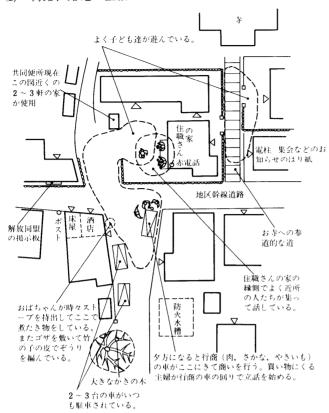


図2-4 辻の例

生活空間

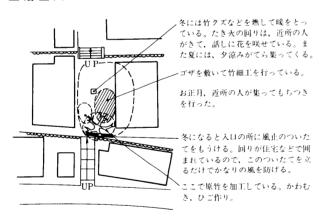
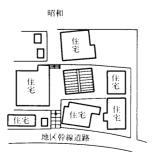


図2-5 竹細工作業場

この近辺に住んでいる5~6人の人がこの作業場を利用している。この作業場は空家を利用しており、ほとんどの作業は庭で行っておる。空家の中は、道具や製品置場となっている。

専業で竹細工を行っている人が半分 ぐらいで、あと半分の人は日雇を行 ない、仕事のない日はここへ来で竹 細工を行っている。



第3部 住宅の更新に伴う居住様式の動向に関する調査 研究

調査の概要

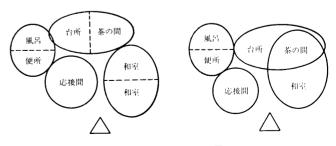
地区の環境整備事業に伴い、約300戸(350世帯)の住宅のうち、230戸を越す住宅が不良住宅として買収除却されもしくは、施設計画(道路計画)との関係で買収された。このうち、改良住宅入居が約50世帯で200戸を越す戸建持家住宅が建設されつつある。

本調査では、旧住宅を買収され、新住宅を建設した世帯のうち、第一陣のグループ8世帯を対象に、旧住宅のブラン、住い方を採取し、更に新住宅のブラン、建設費用、計画主体、施工主体等を調べた。その上で、旧住宅のブランを分析し、住い方より住宅の問題点を把握し、さらに、新住宅のブランを分析する中で更新に伴い、住要求がどのように表現され、住宅計画上いかなる変化が見られるかを分析した。なお、この研究は、①ケース数の拡大、②新住宅の住い方調査、③地区外の民家との比較という形で、引きつづいて行われており、この報告は第一報である。

新住宅の空間構成

1 節 住空間の構成

新住宅は、水害対策と狭い敷地をせい一杯有効に活用するといった理由から、ほとんどが二階建である。一階は応接間、二間続きの和室、台所、茶の間、風呂、便所という構成になっており、和室のうち一室(北側にある次の間)が茶の間と共用されているケースもある。南側に位置する座敷(床の間と呼ばれている)は普段は使われず、冠婚葬祭や季節行事等のお客(酒宴)に使われる。奥の間は、寝室として使われるケースもあるが、お客の時には、二間を連続的に使用するのが通例である。二階は2室の構成が多く、子供部屋寝間から成る。(複数のある程度成長した子供のある世帯では、子供部屋が増え、結果的に3室以上となる。)



1 階空間構成概念図

一見して明らかなように,応接間と2間続きの和室が 空間構成上大きな位置を占めている。一階では,応接間, 二間続きの和室、台所と茶の間、風呂・便所の4つの空間単位から成り立ち、二階は主に個室(含主寝室)群と言える。しかもこの構成が、職業、家族構成の差異と関係なく、ほぼすべての住宅空間に共通していることが注目される。

2節 住空間の特性

旧住宅に対し、新住宅の空間構成はいくつかの特色を 有している。以下それを列挙する。

- ① 住宅・宅地規模が拡大したこと。
- ② 田の字型プランが減少したこと。
- ③ 応接間が住空間構成上大きな位置を占めているとと。
- ④ 二間続きの和室が住空間構成上大きな位置を占めていること。
- ⑤ 玄関・庭園に対する配慮が重じられていること。
- ⑥ 土間が減少したこと。
- ⑦ 外風呂・外便所が減少したこと。
- ⑧ 子供部屋が確保され、更に個室化の傾向が進んだ こと。
- ⑨ ダイニング・キッチン化が進んだこと。
- ⑩ ベランダが目につくこと。
- ⑪ 構造・設備の水準が向上したこと。
- ② 高価な建材の使用が見られること。
- 13 鬼門に対する配慮が重ぜられていること。

3節 問題点と残された課題

地区の今後の住生活を考える上で、一連の更新過程から指摘される問題点と、今後の課題を整理しておきたい。
(1) 住空間の構成、住い方において、生活主体の主体性が、確立されていない。かっては、農山村の生活の中で、生活に対応した一定の住宅・住い方が形造られていた。しかし今日、都市化が進み、職業の形態、生活様式が多様化しつつあり、生活に応じた住空間が要請されているにもかかわらず、ほとんどすべての住宅が同じタイプであることに見られるように、この要請への対処は全く不十分であると言えよう。生活の変化に対して、地区住民が同じように対応してきた「動きの少い」農山村の従来の生活慣習が残り、動きの大きい現況に対応しきれていないと言えよう。

(2) 住宅・宅地の規模は拡大し、構造・設備はより充実した。住民は経済的な制約から狭小かつ構造・設備的に不良な住宅に住んでいたが、今回の更新では、多大な借財を余儀なくされた反面、住宅は確実に改善された。特に、一部屋のスペースが広まったことは、住生活に余裕を与えることとなった。また、台所、風呂、便所の設備水準も大巾に向上している。

(3) 主寝室の確保,子供室の確保,更に子供の個室の確

保, ダイニング・キチンの普及と, 住宅の近代化が進行した。個室化の進行は, 都市住宅の水準を上廻っており, 地区外の民家に比べても「進んでいる」状態である。

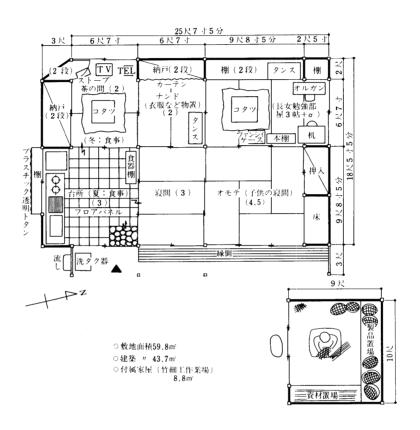
- (4) 農家住宅の色彩が減少した。もともと貧農が多く,竹細工や土方仕事との兼業が多かったが,従来の住宅は,土間,外風呂,外便所といった風に農家の生活様式が空間に反映されていた。しかし,サラリーマン世帯が増加し,農家においても圃場に車で出動することの多い今日(特に地区住民の農地は,川沿の遊水池が多く,川に沿って遠隔の地に存在している),土間,外風呂,外便所の必要性は減少している。新住宅においては竹細工の従事者及びごく一部の農業従事者の住居に,土間が残っているといった状況である。ただし,風呂場には,直接戸外から出入りできるよう配慮されている例が多い。
- (5) 地区の共同体の生活が、座敷・次の間を中心に、住 宅の空間構成に大きな影響を与えている。地区において は,農村共同体が強固に存在し,各種の講も存在する。 農事に起源をもつ様々な行事や,家庭内の祝いごとの度 に,「お客する」(家でごちそうを食べ,酒を飲み、懇 親する)のが通例である。平均すれば年に数回を上廻る だろうか。このような空間として,座敷,奥の間は想定 されている。この生活態度を批判することはたやすいが、 地区の一つの楽しみごととして根付いていることも又事 実である。しかし、従来、日常的なつきあいの場であっ た土間,上り框の空間が消滅しつつあること, (応接間 が今後,従来の土間の上り框の空間の役割を果していく かどうかは興味深い)庭先のセミ・パブリックな空間 (従来,地区では敷地境界沿に塀や垣根をつくる習慣が なく, 道路の不備もあって, 庭先は自由に通り抜けられ る空間であった)が、コンクリートブロック積みの塀が つくられる中で消滅しつつあること等は、今後の空間・ 生活の変化を物語っていると言えよう。
- (6) 格式志向,みせびらかし志向が強いこと。南面の前庭,玄関,洋風の応接間,座敷,次の間といった空間構成,美材を競い,豪華な屋根飾り,そして室内装飾と,格式志向は極めて強い。疎外されていた従来の住空間からの反動で,このような自己顕志がなされていると思われ,その意味では相変らずの疎外状況とも言える。そして,接客空間の重視の結果,台所,ダイニング,茶の間の空間が冷遇されている。

△資料3-1

家族構成(年令)	職 業	新宅建築費	費用捻出	設 計	施工主体
世 帯 主 (44) 妻 (40) 長 女 (13)	失対 無職(竹細工) 学生	930万(25万/坪)	○自己資金 176万○貸し付け資金 700万○旧住宅補償金からの繰入費474万	建主の絵を大工が図面化	製材所(設計,施工,監理)

△住宅と住い方採取

* 旧住宅



※ 旧住宅に関して

1) 建築年代 : 12 年前当地にひっこしてきて買ったもので不明

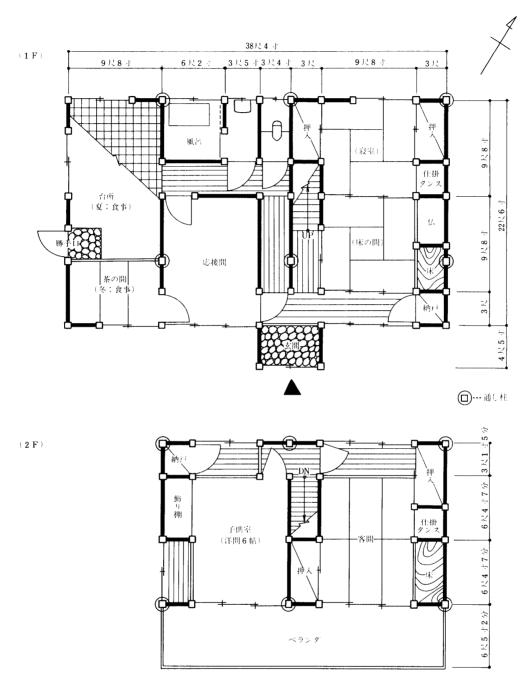
2) 増改築 : 8年前台所の土間を板の間に改造,それにともなって茶の間改造

3)フロ :もらい湯か共同浴場

4) 便所 :共同便所

5) モデュール :旧・新を問わず、畳は本間である。

* 新住宅



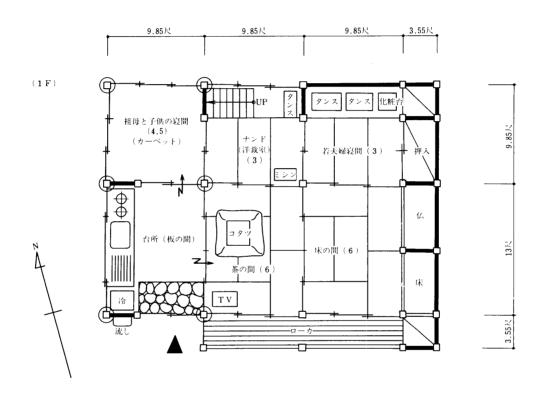
- ○敷地面積198m
- ○建築 ″ 80.7m
- ○延床 ″ 122.9m

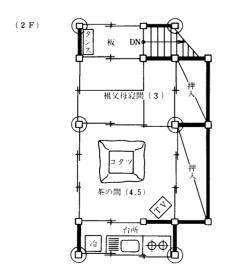
△資料3-2

家族構成(年令)	職業	新住宅建築費	費用捻出	設 計	施工主体
世 帯 主(34) 妻 (27) 長 男 (4) 長 女 (2) 祖 父 (69) 祖 母 (64)	市役所職員洋裁内職	1100万	○自己資金 300万○貸し付け資金 700万○旧住宅からの繰入費100万	家族での話し合い,大工が図面化	/ \

△住宅と住い方採取

*旧住宅

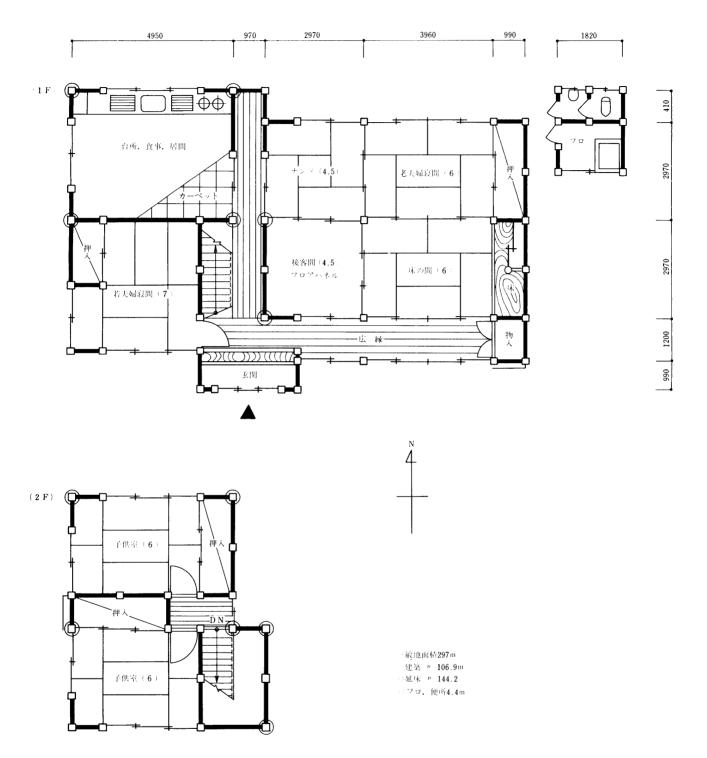




※ 旧住宅に関して

- 1)建築年代: 50年を経過
- 2) 増改築 : 5年前台所を土間から板の間へ直し、祖母と子供の 寝間は昔イロリであったものを改善。 3年前2階増築
- 3) フロ,便所:共同便所,もらい湯または共同浴場
- ○敷地面積115.5m⁻
- ○建築 " 54.3㎡ ○延床 " 72.1㎡

* 新住宅

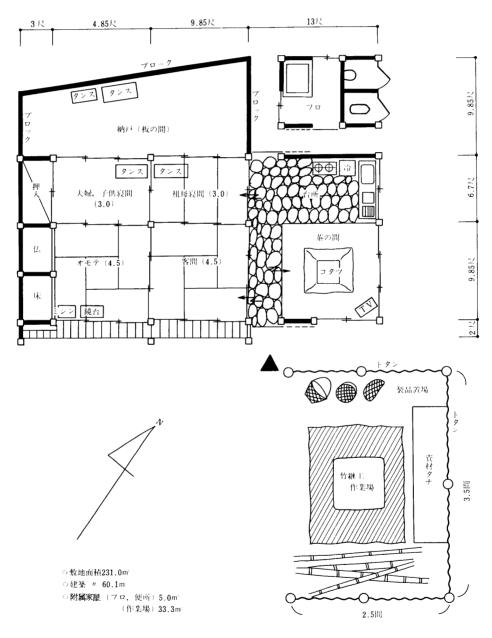


△資料3-3

家族構成(年令)	職業	新住宅建築費	費用捻出	設 計	施工主体
世 帯 主 (34) 妻 (30) 長 女 (5) 次 女 (4) 祖 母 (60)	竹細工 "	1200万	○すべて自己資金(今年度事業と は関係なし)事業と絡み、土地 を売却したお金をもっていた。○持ち地	建主(家族)	大 エ

△住宅と住い方採取

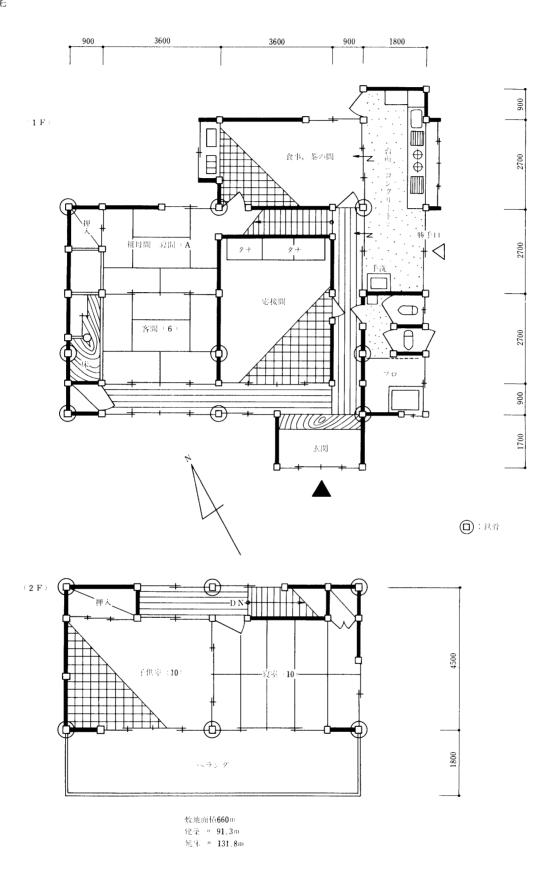
* 旧住宅



※旧住宅に関して 1) 建築年代:40年は経過

2) 増改築:納戸をブロックで増築

* 新住宅



第4部 農山村の改良住宅に関する調査研究

調査の目的と方法

1 節 地区の環境整備と改良住宅

地区の環境整備は主として小集落地区改良事業(建設省)と地方改善事業(厚生省)の2つの事業手法によって行われ,特に住宅の整備は小集落地区改良事業によっている。

小集落地区改良事業は,「環境を悪化させている基本 的要因である不良住宅の除去等」を行ない,「健全な住 宅地を形成するために必要な区画形質の変更,整地等の 土地の整備及び基盤施設の整備」を行ない,改良住宅は 「事業の施行に伴い,居住する住宅を失うことにより住 宅に困窮すると認められるものの世帯数に相当する戸数」 を建設することになっている。

地区は、農山村に位置していることもあり、住民の多くは持家(戸建住宅)を希望しており、改良住宅への入居希望者はあまり多くはない。しかし改良住宅は住宅の自力建設が経済的に困難な階層への現実的対応の枠にとどまるものではない。

私達は,地区の改良住宅の計画にあたり,次の諸点を 追求した。

- ① 地区の住生活に見合った改良住宅であること ー 農業, 竹細工との関係他
- ② 現在,ある面では行き詰りの見える都市の公営集合住宅に対する問題提起を考えること。
- ③ 地区の戸建住宅のモデルとして、地区の住生活の 変革の導き手であること。

特に、都市の公営住宅と比較すると、次のような諸点が 注目される。

- ① 第一種公営住宅と同規模な住戸面積に加え,作業室といったプラスαの空間がとれること。
- ② 低層住棟が可能であり、かつ2戸1棟形式も許されていること。
- ③ 入居予定者が当初より想定されており、かつ入居 者の定住性が高いこと。
- ④ 2戸1棟の場合,隣接の2世帯で,親子兄弟といった親しい世帯の組み合わせも可能であり,実質的には「一つ屋根の下」を実現しうること。
- ⑤ 払い下げが想定されているケースも多く,従って 増改築に対しても規制が緩かであるし,又,払い下 げ後の増改築を考慮した計画が要求されていること。

2節 調査のねらいと方法

本調査は、前述した改良住宅のおもしろさの中で、特に①のプラスαの空間に着目し、住宅の狭小さに苦しむ居住者が、プラスαの空間である作業室を、どのように

使いこなし、もしくは改造しているかを把握し、地区の改良住宅計画の参考にしようとした。即ち、既に建設されている作業所空間つきの2戸1棟住宅の住まい方調査を行ない、作業所空間に要求されている空間機能の把握につとめた。

調査の方法としては、本地区と同質な地区である高知 県下M地区の改良住宅104戸(すべて作業室あり)の現 地調査を行ない、

- ① 改良住宅の建設年度別・作業所空間の利用実態を調べ
- ② 作業所空間の利用形態が一番多様に表現された年次の住宅について、さらに詳細に利用実態を調べ
- ③ 利用形態的にパターン分類を行うと共に
- ④ 移行パターン(ダイナミックス)の考察を行った。

作業所空間の使われ方を中心とした改良住宅調査

1節 改良住宅のプランと建設年次

改良住宅のブランを下図に示す。ブランの問題点としては

- ① 住戸規模が小さく,子供が2人以上だと狭い
- ② 浴室がない
- ③ 台所と和室 4.5 畳(居間に使われることが多い) が階段により分断されている。
- ④ 収納スペースが少ない。
- ⑤ 二階の3畳は,有効に利用しずらい

等があげられる。

また,年度別の建設戸数は以下のとおりである。

表 4 - 1 改良住宅の建設戸数(年度別)

昭	46	昭47	昭48	昭49	計
32	戸	30戸	34戸	8戸	104戸

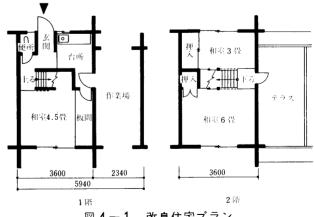


図 4 - 1 改良住宅プラン

2節 年度別にみた作業室空間の増改築の変化

S 46 年度建設の改良住宅における作業所部分は、何 らかの形で居室に改造されているものが多い。またそれ への風呂場,物置の増築型もみられる。

S 47 年度では、居室と物置または風呂場の二室型が 多くなっている。 48 年度では逆にあまり積極的に改造 されておらず、物置、車庫に使用している。

すなわち、改良住宅の建設年度が古くなるにしたがって作業所部分の改造は、物置または車庫から風呂+物置、風呂+居室、そして居室へと移行していることがわかる。このことは、住宅入居当時に比べて家族の人数増加や、子供が成長して、その成長段階における子供室確立の要求など諸要求に対応するために、作業所部分の増改築が行なわれ、結果として建設年度が古くなるにしたがい、作業所部分の増改築は居室へと移行しているということである。

表 4 - 2 年度別にみた作業所空間の増改築の変化 造の有無 用 途 8 46 8 47 8 48 8 49

改造の有無	用	途	S.	46	S	47	S	48	S	49	ät
改造あり	居室		5		2		1				
	居室		2		1		1				
	居室		1								
	居室+物(間切	n置 Jりなし)		小書"			1				
	居室+風	【呂場	5	13	9	12	2	5		0	30
	風呂場+ (間切	- 物置]りあり)			2						
	風呂場+		1		4				1		
	風呂場+		1	2		6		0		1	9
	店舗		2								
	作業場				1						
	物置(間	切りあり)	5	7		1		0		0	8
	小	計		22		19		5		1	47
改造なし	物置(間	刃りなし)	4		7		7				
	車庫		6	10	3	10	6	13	1	1	34
利用なし				0	1	1	16	16	6	6	23
	合	at	32		30		34		8		104

※ 利用なしは、入居者の出かせぎ等の長期不在や入居者なしによる ものである。

3 節 昭和 47年建設の改良住宅における作業所空間の 利用のされ方

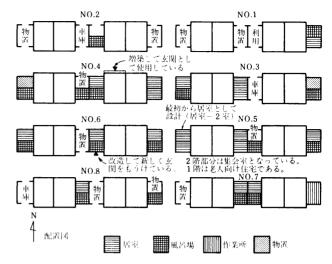
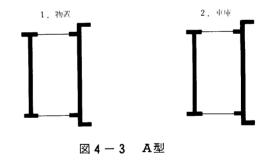


図4-2 改良住宅における作業所空間の利用のされ方 (昭和47年建設住宅)

4節 作業所空間の利用パターン

作業所の利用実態を①何に利用しているか(利用目的)②作業所として与えられている空間を改造しているか否か,③1室として利用しているか否か,④増築しているか否かといった4点から,パターン化すると以下のように分類することができる。

1) 改造しないで利用しているパターン(A型とする) 改造しないで利用している場合は,その空間の性格 上,物置か車庫といった利用目的である。



2) 改造して居室として利用しているバターン (B型とする)

改造して居室として利用している場合は、利用目的としては、①居室、⑪物置、⑩風呂場、⑩店舗、②作業所の5つがあり、さらに形態として、a.一室型(作業所空間を一室として利用している型)、b.2室型(二室に分けて利用している型)、c.増築2室型(増築して2室に分けて利用している型)がある。



※居室型にはタタミを入れて和風化したものと板バリで洋風化したものがある。



※①-1と違って、窓及び出入口の 戸を取りつけている。



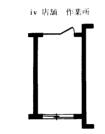


図4-4 B-a型(-室型)

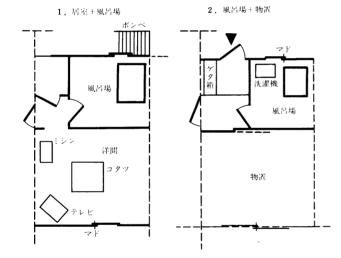
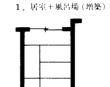


図4-5 B-b型(二室型)



2. 居室+物置(增築)



図4-6 B-c型(增築二室型)

5節 作業所空間の移行パターン

改良住宅における作業所空間の使われ方を,年次別,利用目的別に考察してきた。これらから作業所空間の移行をパターン化すると図4-4のようになると考えられる。

すなわち,作業所として与えられている空間は,その居住している利用者の家族構成,職業等によって異なるが,住宅規模が狭少のため,最終的には $\mathbf{0}$ \mathbf{B} \mathbf{C} \mathbf{C} $\mathbf{1}$ 型 $\mathbf{0}$ $\mathbf{0}$

総 括

内 田 雄 造 東洋大助教授

前 田 尚 美 東洋大教授

現地グループ

大 谷 英 二 東洋大講師

畠 中 洋 行 東洋大大学院生(当時)

玉 置 裕 東洋大研究生(当時)佐 藤 八 尋 東洋大大学院生(当時)

佐藤八尋松原良子

西村憲一東洋大大学院生

立 川 作 衛 東洋大研究生

池 田 修 一 東洋大学生(当時)

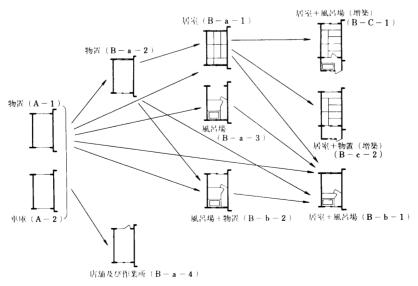


図4-7 作業所空間の移行パターン